

# 家庭用高効率給湯器契約

2022年4月1日実施

のしろエネルギーサービス株式会社



## 1. 対 象 と な る お 客 様

この選択約款は、家庭用高効率給湯器を使用し、下記の適用条件を満たすお客様に適用いたします。

## 2. 用 語 の 定 義

この約款において使用する用語の定義は、次のとおりとします。

- (1) 「家庭用高効率給湯器」（以下「エコジョーズ」という。）とはエネルギー源として都市ガスを使用し、専用住宅及び併用住宅の居住部分にて温水を循環させて暖房を行う機器を有する熱源機により、居室に設置した放熱器に温水を供給して暖房を行う機器又は給湯器により洗面所、浴室（追い炊き付き）、シャワー、キッチン等に温水を供給する機器をいいます。
- (2) 「給湯能力」とは、号数で表し、1号は1リットルの水を1分間で25℃上昇させることができる能力をいいます。
- (3) 「居室」とは、居住の目的のために継続的に使用する室をいいます。
- (4) 「専用住宅」とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗、作業場、事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいいます。
- (5) 「併用住宅」とは、店舗、作業場、事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の目的に使用する部分とが結合している住宅をいいます。
- (6) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (7) 「基本料金（税込）」「基準単位料金（税込）」とは、基本料金及び基準単位料金それぞれの消費税等相当額を含んだ金額をいいます。
- (8) 「基本料金（税抜）」「基準単位料金（税抜）」とは、基本料金及び基準単位料金それぞれの消費税等相当額を含まない金額をいいます。

## 3. 適 用 条 件

この選択約款は、次のすべての条件を満たし、お客様がこの選択約款の適用を希望される場合に適用します。

- (1) エコジョーズを以下のいずれかの条件で使用されること。
  - ① 専用住宅で使用する。
  - ② 併用住宅で、業務部分と居住部分に分離して居住部分に専用でガスメーターが設置されている場合で、居住部分で使用する。

- (2) 給湯専用で使用する場合、定格給湯能力が60号以下の給湯器を使用すること。
- (3) 一需要場所におけるメーター能力が10立方メートル毎時以下で一個であること。
- (4) 給湯熱効率が90%以上で、潜熱を回収するための熱交換器を備えていること。

#### 4. 契約の締結

- (1) この選択約款に関する契約は、当社が申し込みを承諾した時に成立致します。
- (2) 申し込みの際、お客様は、所定の申込書を用いて当社に申し込んでいただきます。
- (3) 当社は、この選択約款を契約されたお客様で、その契約期間満了前に解約されたかたが同一需要場所でのこの選択約款または他の選択約款の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾できない場合があります。ただし、設備の変更または建物の改築等のため一時不使用による解約の場合はこの限りではありません。(4)において同じ)
- (4) 当社は、この選択約款を契約されているお客様が、その契約の期間満了前に他の選択約款への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。
- (5) 当社は、お客様が当社との他の契約(すでに消滅しているものを含みます。)の料金を、一般ガス供給約款に規定する支払い期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。
- (6) この選択約款をご選択いただいた場合、同一需要場所において他の選択約款または一般ガス供給約款に基づくガスの需給契約は締結できません。

#### 5. 契約期間

契約期間は、次のとおりといたします。

- (1) 新たにこの選択約款に基づき契約を締結した場合は、契約開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12ヶ月目の月の定例検針日までといたします。
- (2) 契約種別を変更した場合は、変更後の契約の契約期間は、契約種別の変更の日の翌日からその変更の日の属する月の翌月を起算月として12ヶ月目の定例検針日までといたします。
- (3) 契約期間満了に先だって解約の申し込みがない場合は、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として12ヶ月目の定例検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。

## 6. 使用量の算定

当社は、前回の検針日および今回の検針日におけるガスメーターの読みによりその料金算定期間の使用量を算定いたします。

## 7. 料 金

- (1) 当社は、料金の支払いが、支払い義務発生の日から起算して20日以内（以下「早収料金適用期間」という。）に行われる場合には、早収料金に消費税等相当額を加えたものを、早収料金適用期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3%割り増ししたもの（以下「遅収料金」という。）に消費税相当額を加えたものを料金として支払っていただきます。  
なお、早収料金適用期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延伸いたします。
- (2) 当社は、（別表）の料金表（料金表の基本料金（税抜）、基準単位料金（税抜））を用います。）を適用して、早収料金または遅収料金を算定いたします。

## 8. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した原料調整単価価格単位は $m^3N @ 41.8605 MJ$ ですので、弊社供給ガスの価格単位 $m^3S @ 50MJ$ に換算し原料調整単価とします。

### (備 考)

上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨て。

(2) (1)の基準ガス価格（混合価格）、平均原料価格及び原料調整単価価格は、以下のとおりといたします。

### ① LNG気化ガス

基準平均原料価格 41,030円/t 新潟マレーシア LNGCIF  
(2016年11月、12月、2017年1月)

LNG気化ガス価格 : 64.66円/ $m^3N$

### 国産ガス

基準平均原料価格 42,650円/t 全日本 LNGCIF  
(2016年11月、12月、2017年1月)

LNG気化ガス価格 : 62.39円/ $m^3N$

基準ガス価格（混合価格）= LNG気化ガス価格×20% + 国産ガス  
価格×80% = 62.84円/ $m^3N$

原料費調整単価 : 0.765円/ $m^3N$  (LNGCIF 1000円当たり)

### ② 平均原料価格（トン当たり）

別表1(2)に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価格から算定したトン当りのLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算式)

原料調整単価価格 = C I F 調整価格の計算

$$\begin{aligned} \text{C I F 調整価格} &= (\text{LNG 気化ガスの参照 LNGCIF} - \text{LNG 気化ガスの基準 LNGCIF}) \\ &\quad \div 1,000 \times \text{調整単価} \times \text{LNG 気化ガス比率} + (\text{国産ガスの参照 LNGCIF} - \text{国産ガスの基準 LNGCIF}) \\ &\quad \div 1,000 \times \text{調整単価} \times \\ &\quad (100\% - \text{LNG 気化ガス比率}) \\ &= (\text{LNG 気化ガスの参照 LNGCIF} - \text{LNG 気化ガスの基準 LNGCIF}) \\ &\quad \div 1000 \times 0.765 \times 20\% + (\text{国産ガスの参照 LNGCIF} - \text{国産ガスの基準 LNGCIF}) \\ &\quad \div 1000 \times 0.765 \times 80\% \end{aligned}$$

(備考)

原料調整単価は検針票に次月分をお知らせします。

## 9. 設置の確認

- (1) 当社は、家庭用高効率給湯器が設置されているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合は、正当な理由がないかぎり、住宅への立ち入りを承諾していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの選択約款の申し込みを承諾しない、または速やかにこの選択約款を解約し解約日以降一般ガス供給約款を適用いたします。
- (2) 家庭用高効率給湯器を取り外した場合は、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。

## 10. 契約の変更または解約

- (1) この選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更または解約することができるものといたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合、または、お客さまに契約違反があった場合（4の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。）には契約期間中であっても、相互に契約を解約できるものといたします。

## 11. その他

その他の事項については、一般ガス供給約款を適用いたします。

## 付 則

### 1. 実施の日

この選択約款は、令和4年4月1日から実施いたします。

### 2. この選択約款の実施に伴う切り替え措置

当社は、令和4年3月31日までにこの選択約款の契約が成立している場合には、4月の検針日以降に適用します。

## 別 表

### 1. 料金の算定方法

#### (1) 早収料金の算定方法

早収料金は基本料金（税抜）と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金（税抜）に使用量を乗じて算定いたします。又は、8（1）の規定により調整単位料金を算定した場合はその調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

#### (2) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。

① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定



した調整単位料金を適用いたします。

⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

## 2. 料金表

### (1) 基本料金

単位：円

使用量 m <sup>3</sup>	0～17	18～35	36～
1ヶ月につき	920.00 (税抜)	3,470.00 (税抜)	4,695.00 (税抜)
	1,012.0000 (税込)	3,817.0000 (税込)	5,164.500 (税込)

### (2) 基準単位料金

使用量 m <sup>3</sup>	0～17	18～35	36～
1立方メートルにつき	340.00 (税抜)	190.00 (税抜)	155.00 (税抜)
	374.0000 (税込)	209.0000 (税込)	170.5000 (税込)